

介護サービス事業所・施設管理者 様

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長

北海道介護職員処遇改善支援補助金に係る処遇改善計画書の提出について

標記につきまして、本事業に基づく補助金の交付を希望する場合は、下記のとおり介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書を提出してください。

記

- 1 北海道介護職員処遇改善支援補助金交付要綱  
別添のとおり
- 2 処遇改善計画書の提出受付期間  
令和6年4月9日(火)～令和6年4月30日(火)(厳守)

3 提出方法

北海道電子自治体共同システムによる電子申請による提出。

電子申請システムアドレス(こちらにアクセスし、計画書を添付し提出してください)

<https://www.harp.lg.jp/338NeW7G>

計画書様式は、**必ず、下記ホームページよりダウンロードした様式を使用**の上、必要事項を入力し提出願います。

また、提出に際しては、**計画書欄のチェックボックス欄が全て【○】**であることを確認の上、提出願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/178642.html>

4 留意事項

- (1) 本補助金は、令和6年2月分から5月分の介護職員の賃上げを目的とする補助金です。
- (2) 補助金額は、各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。
- (3) 計画書の提出は法人ごと(道内分)にお願いします。
- (4) 補助金の主な対象要件
  - ①介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること
  - ②原則として、令和6年2月から賃金改善を実施すること
  - ③補助金の全額を賃金改善に充てるとともに、4月・5月分の補助額の2/3以上を基本給等の引き上げに充てること

※補助要件の詳細は、国の令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱を参照してください。
- (5) 本補助金に関しては、道所管以外の事業所(札幌市・旭川市・函館市所在事業所、地域密着型事業所等)も、計画書を上記システムより提出してください(処遇改善加算の提出先と異なります)。

(6) 指定基準上、介護職員が配置されていないサービス事業者は、本補助金の対象外となります(対象外事業：(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援)。

5 相談窓口

制度全般に関しては、厚生労働省コールセンターへお問い合わせください。

介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222

受付時間：午前9時から午後6時まで(土日含む)

6 その他

本通知は、介護サービス事業所・介護保険施設を対象としています。障害福祉サービス事業所については、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」として、計画書様式、申請先の電子申請システムアドレス等が異なりますので、ご注意ください。

〔 事業運営係  
電話：011-204-5935 〕